

訪問看護利用契約書【医療保険】

事業所: あすなろ訪問看護ステーション

私(利用者)とあすなろ訪問看護ステーション(以下、「事業者」という)は訪問看護サービス利用に関して次の通り契約を締結いたします。

第1条 契約の目的

事業者は、健康保険等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

第2条 契約期間

この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとする。

第3条 訪問看護計画とサービスの提供

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、これに従って【重要事項説明書】に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
2. 事業者は、訪問看護計画書を作成し、主治医に提出します。
3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などを変更する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

第4条 サービス提供の記録等

1. 事業者は、それぞれのサービス提供に関する記録を契約終了後2年間保管します。
2. 事業者は、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条 利用者負担額の滞納

1. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがない場合には、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第7条 事業者の解約権

事業者は、利用者の著しい不正行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、主治医に連絡します。
暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

第8条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
2. 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
3. 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき

第9条 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。

第10条 秘密保持

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることが出来ます。

第11条 苦情対応

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条 契約外条項

この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議の上、定めます。

第14条 カスタマーハラスメントについて

当事業所では安全な労働環境と質の高いサービス継続のため、大声での叱責、人格否定、不当な要求、性的な言動などのカスハラ行為を対象とした対策を講じています。該当行為が認められた場合は、複数名での訪問やサービス停止・契約解除の措置をとる場合があります。
なお、正当なご意見や苦情はこれまでどおり誠意をもって対応いたします。

【署名欄】

当ステーションは、利用者様へ本契約内容及び重要事項説明に関する説明を行いました。
訪問看護事業者として、利用者様の申し込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

令和 年 月 日

事業者名	医療法人社団正信会 あすなろ訪問看護ステーション
所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483
管理者	安永 弥生

私は(利用者)、あすなろ訪問看護ステーション(事業者)より本契約内容及び重要事項説明に関する説明を受け、訪問看護の契約及び重要事項説明の内容について同意し、利用を申し込みます。

【利用者】

住所
氏名
電話番号

【ご家族又は代理人】

氏名
